

東北地方整備局 就業体験事務実習 実施要領

(趣旨)

第1 本要領は、学生に東北地方整備局の業務を体験させることにより、職業意識の啓発、キャリア形成の支援に資すること、及び東北地方整備局への理解を深めてもらうことを目的とした就業体験事務実習(以下「実習」という。)を実施するために必要な事項を定めるものである。

(実習の実施箇所)

第2 実習は東北地方整備局庁舎及び管内事業箇所で開催するものとする。

(実習の期間)

第3 実習の期間(以下「期間」という。)は、令和2年9月9日(水)から令和2年9月11日(金)までとする。

(実習生の受入れ手続き)

第4 実習を行う学生(以下「実習生」という。)の受入手続等は、次のとおりとする。

- (1) 教育機関(実習生が在籍する教育機関をいう。以下同じ。)は、実習生として推薦する学生をとりまとめ、定められた期限までに東北地方整備局総務部長に必要書類(申込書、実習生個表)を提出するものとする。
- (2) 東北地方整備局は、教育機関の推薦に基づき、受け入れる学生を選考、決定し、教育機関に通知するものとする。なお、学生への結果の通知は、教育機関において行うものとする。
- (3) 実習生の受入れに際して、教育機関と東北地方整備局との間で、期間中における遵守事項等を記した覚書を締結するものとする。
- (4) 実習生は、実習開始前にあらかじめ服務規律の遵守に係る誓約書を東北地方整備局に提出しなければならない。

(指導員)

第5 実習生を受け入れる部局(以下、「受入先」という。)の所属職員から指導員を指定し、実習生の指導にあたるものとする。

(実習生の身分等)

第6 実習生は、国家公務員の身分は有しないものとし、次のとおり扱うこととする。

- (1) 実習生は、指導員及び受入先の職員の指導、指示等に従って、専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- (2) 実習生は、公務の適正な運営の確保されるように行動するものとし、公務の信用を失墜するような行為を行ってはならない。

(実習時間)

第7 実習生が、実習を行う時間は、原則として、東北地方整備局の職員に割振られている勤務時間と同様とする。

(服務の取扱)

第8 実習生の服務等の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 実習生は、期間中はもとより、期間終了後であっても、実習によって知り得た情報(公開されているものを除く。)を第三者(教育機関、SNS等を含む。(2)において同じ。)に公開してはならない。
- (2) 実習生は、実習の成果として論文等を作成し、外部に発表しようとする場合には、事前に受入先の長に内容を示した上で、その承認を得なければならない。
- (3) 実習の欠務は、傷病、災害等の正当な事由(以下「傷病等」という。)がある場合を除き、これを認めないものとする。実習生は、傷病等のため、やむを得ず予定されていた実習を受けることができない場合は、あらかじめ指導員にその旨を連絡しなければならない(緊急やむを得ない場合は、事後速やかに指導員に連絡すること)。
- (4) 実習生としてふさわしくない行為があった場合、受入先は実習を打ち切ることができるものとする。実習を打ち切った場合は、速やかに教育機関にその旨を通知するものとする。
- (5) 実習生の懲戒、賠償等に関する最終的な責任は、教育機関が負うものとする。

(実習の成果)

第9 実習生は、実習終了後2週間以内に、実施内容に関する報告書(実習の感想、学んだこと等。)を作成し、受入先の長を経由して総務部長に提出すること。

(通勤に要する費用負担)

第10 実習生の通勤に要する費用は、実習生又は教育機関が負担するものとする。

(実習中の事故等に伴う災害補償)

第11 実習中及び通勤途上で発生した事故等(以下「災害」という。)の補償については、次のとおりとする。

- (1) 実習生は、原則として、実習前に教育機関又は実習生自らの負担で傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。
- (2) 災害の補償は、(1)の実習生が加入する傷害保険をもって充てるほか、教育機関が必要な手続を行い、誠意をもって問題の解決にあたらなければならない。
- (3) 実習生が東北地方整備局又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、賠償責任保険等により補償しなければならない。

(その他)

第12 本要領に定めのない事項及びこの要領に定める事項に疑義が生じた場合は、東北地方整備局、受入先、教育機関、実習生及びその他の関係者が協議して決定するものとする。